

十日町市商工団体地域活性化支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 十日町市（以下「市」という。）は、新型コロナウイルス感染症の広がりにより影響を受けた地域経済の活性化や需要喚起などを目的に、市内の商工団体がその所在地域を中心に開催する催事に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は次に定めるところによる。

(1) 市内の商工団体 商工会議所、各地区商工会、商店街振興組合、商業組合等の複数の業種の事業者で構成される団体

(補助対象者)

第3条 当補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条で定義した商工団体または商工団体の連合体とする。

(補助対象期間)

第4条 当補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和4年4月1日から令和5年2月10日までとする。

(補助対象事業)

第5条 当補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が地域経済の活性化と需要喚起を目的として、補助対象期間内に地域内外の消費者を対象に開催する催事で、かつ、商業の振興、発展に資するもので、新型コロナウイルス感染症予防として国が示す「新しい生活様式」を踏まえた対策が取られた事業とする。

2 補助対象者が補助対象期間内に継続して複数回開催する催事において、第7条に規定する補助対象事業の事前報告以降も催事を開催するものにあつては、すでに終了した催事についても補助対象事業に含めることができるものとする。

3 新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から、市が主催する催事等を中止または延期している期間における催事等については、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第6条 当補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を開催するために必要な経費であつて、別表に定めるもののうち、市が必要かつ適当と認める

ものとする。

2 補助対象経費は、消費税額を含まないものとする。

(補助対象事業の事前報告)

第7条 当補助金の配分額を算定するため、補助金の交付を受けようとする補助対象者は、令和4年5月27日までに市へ補助対象事業の概要を報告しなければならない。

(補助金の額等)

第8条 当補助金の額は、補助対象経費の10分の10に相当する額とし、50万円を限度額とする。ただし、前条の事前報告の結果如何によっては補助金の限度額が50万円を下回る場合がある。また、1,000円未満の額は、これを切り捨てる。

2 同一の補助対象者の申請において、補助対象者が複数の補助対象事業に参加する場合、補助金の限度額は、合計50万円の範囲とする。

3 補助対象事業の実施にあたり、国、県またはその他の団体から当補助金以外の補助金等を受ける場合は、その額を補助対象経費から差し引くものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市が別に定める期日までに商工団体地域活性化支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 補助対象経費を疎明する見積書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第10条 市は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行ない、申請を行った者に対し、商工団体地域活性化支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。この場合において市は、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第11条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第7条に基づき補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、補助事業交付申請取下げ書(任意様式)を市に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第 12 条 補助事業者は、第 10 条の規定により交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）が事業実施期間内に完了することができずと見込まれるときまたはその遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（任意様式）を市に提出し、その指示を受けなければならない。

(変更等の申請)

第 13 条 補助事業者は、次の各号のいずれかの変更等をするときは、あらかじめ十日町市商工団体地域活性化支援事業変更承認申請書（様式第 3 号）または、十日町市商工団体地域活性化支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）に必要な書類を添えて市に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の名称、事業内容及び実施期間等の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助事業に要する経費の 20%以内の額の減少である場合

イ 補助事業に要する経費の各項目間の 20%以内の変更である場合

ウ 補助事業の目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業を中止または廃止しようとするとき。

2 市は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その承認について条件を付することができる。

(変更等の承認及び通知)

第 14 条 市は、前条に規定する申請を承認したときは、十日町市商工団体地域活性化支援事業変更承認通知書（様式第 5 号）または、十日町市商工団体地域活性化支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第 6 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 30 日を経過した日または、交付決定の日の属する年度の 3 月 10 日までに商工団体地域活性化支援事業補助金実績報告書（様式第 7 号）及び請求書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて、市に提出しなければならない。

(1) 実施事業概要報告書

(2) 請求書の写し

(3) 領収書の写し

(4) 印刷物、製作物の完成品

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 16 条 市は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、商工団体地域活性化支援事業補助金交付額確定通知書（様式第 9 号）により申請者に通知する。

2 市は、前項の審査の結果、交付すべき補助金の額が交付決定額と異なる場合は、交付決定を行なった金額の範囲内で確定することができる。この場合、変更内容を商工団体地域活性化支援事業補助金交付額確定通知書（様式第 9 号）に記載し当該補助事業者へ通知する。

(補助金額の変更後の請求)

第 17 条 前条第 2 項により、請求額が確定額と異なる場合は、確定を受けた補助事業者は、再度請求書（様式第 8 号）を提出し、変更後の補助金額を市に請求するものとする。

(補助金の交付)

第 18 条 市は、第 15 条または前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

(状況調査及び報告)

第 19 条 市は、必要に応じ、補助事業者に対し、事業等実施状況その他について報告を求めることができる。

(補助金の経理)

第 20 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が終了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第 21 条 市は、補助金の交付決定後もしくは補助金の交付後において、補助事業者がこの要領の規定に違反したとき、または提出書類に虚偽の記載をしたときは、補助金の交付決定を取り消し、または補助金の全部もしくは一部を交付しないことができる。

2 前項の規定は、第 16 条に定める補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第 22 条 市は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合で既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部または一部の返還を命じることができる。

(その他)

第 23 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第6条関係）

補助対象 経費	(1)外注費 (2)消耗品費（コピー費含む） (3)役務費（各種申請手数料等） (4)通信運搬費 (5)会場費（借り上げ料、電気・水道等の仮設工事費等） (6)広告宣伝費（チラシ・パンフレット等の印刷及び折込費、CM放送料） (7)報償費（講師・ゲスト等謝金） (8)景品費（賞金を除く。また、本表(1)から(7)の総額を上限とする）
------------	--